

守口市立大久保中学校P.T.A規約

第1章 名 称

第1条 この会は守口市立大久保中学校P.T.Aといい、事務所を
守口市立大久保中学校内に置く。

第2章 目 的

第2条 この会は会員相互が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- (1) 教育水準を高めるために、会員の成人教育を盛んにする。
- (2) 家庭と学校との密接な連絡によって生徒を保護善導する。
- (3) 家庭と学校と社会における教育環境をよくする。

第3章 方 針

第4条 この会は、教育を本旨とする任意の民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会、またはこの会の役員の名で、公選の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) この会は自主独立のものであって、他の団体から支配、統制、または干渉を受けない。
- (5) 学校の教育方針、および人事、ならびに管理には干渉しない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員となることができる者は、次の通りである。

- (1) この学校に在籍する生徒の父母、またはこれに代わる者。
- (2) この学校の教職員

第6条 この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。

第5章 経 理

第7条 この会の経費は、会費、事業収入、および自発的な寄付金によって支弁される。

第8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の資産は、すべて第2章にあげた以外の目的のために支出、または使用してはならない。

第10条 この会の会費は、生徒一人につき、月額100円とする。

第11条 この会の経費は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第13条 この会の経理については別に会計規定を定めることができる。

第6章 役員とその選挙

第14条 この会の役員は、次の通りである。

- (1) 会長 1名(保護者)・副会長 1名(保護者)
・書記 1名(教職員)・会計 1名(保護者)
- (2) 役員は、他の役員又は会計監査委員を兼ねることができない。

第15条 役員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

- (1) 役員は、引き続いて他の役員に選任されることができる。

第16条 役員の選挙および就任は別に役員選挙細則を設ける。

- (1) 役員及び会計監査委員の選挙に関する一切の事務は選挙管理委員会が行う。

第7章 役員の資格とその任務

第17条 この会の目的、ならびに方針について、十分な理解を持っている会員で、公選による公職者でない者は第6章の規定に従って、役員に選出されることができる。

第18条 会長は、次の職務を行う。

- (1) 総会及び特別委員会を招集する。
- (2) 総会の承認を得て、特別委員会の委員を委嘱する。
- (3) 各委員会に出席して意見を述べることができる。
- (4) 会長はこの会を代表し、資産を管理する。

第19条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第20条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信、その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第21条 会計は次の職務を行う。

- (1) 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
- (2) 予算の立案に協力する。
- (3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- (4) 会計監査を受けて会員に報告する。

第22条 役員の解任について

役員が、本規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為および同等の行為を行った場合は総会の過半数の決議により解任することができる。

第8章 会計監査委員会

第23条 この会の経理を監査するために会計監査委員会を置く。

会計について、役員会に出席し、意見を述べる事が出来る。

第24条 会計監査委員の選挙、および就任は第16条に準じて行う。
選ばれた委員より委員長を選出する。

但し、委員は会員に限らない。

第25条 会計監査委員会はその年度の会計を監査し、年間1回以上全会員にその結果を報告する。

第26条 会計監査委員の任期は1年とする。

第9章 総 会

第27条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第28条 総会の定足数は全会員の3分の1以上とする。

ただしやむをえない事情により出席できない会員は委任状を会長に提出しこれに代えることができる。

- (1) 議事は出席会員(委任状を含む)の過半数の賛成がなければ議決することができない。

第29条 会長が必要と認めた時、又は会員の3分の1以上の要求があった時は、会長は総会を招集する。

第30条 総会は年間2回以上開催する。

第31条 この会の年間事業計画、および予算の審議決定ならびに決算報告の承認を総会で行う。

第10章 改 正

第32条 この規約は総会において出席者の過半数以上の賛成によって改正することができる。ただし改正案は総会の少なくとも1週間前にその内容を全会員に知らせておかねばならない。

第11章 個人情報の保護

第33条 個人情報の保護については、守口市立大久保中学校PTA個人情報取扱規則に定めるものとする。

第12章 アドバイザーについて

第34条 会長の任命により、アドバイザーとして、学校の代表を位置づけることが出来る。活動における公的機関における法務等に関するアドバイスを行うことが出来る。また、役員会にオブザーバーとして出席することができる。

附 則

- ・この規約は平成30年5月10日より施行する。
- ・この規約は昭和48年4月1日より施行する。
- ・この規約は平成12年4月21日より施行する。
- ・この規約は平成22年4月1日より施行する。
- ・この規約は令和5年6月16日より施行する。
- ・この規約は令和7年4月1日より施行する。

役員選挙細則

第1条 この細則は守口市立大久保中学校PTA規約、第6章に基づいて定める。

第2条 選挙管理委員会は、会員代表で構成し、委員の互選によって委員長、副委員長を選出する。

第3条 告示の日から5日以内に立候補者は立候補の届け出をしなければならない。但し立候補には会員3名以上の推薦を必要とする。

第4条 前条により選出された役員及び、会計監査委員は4月1日に就任する。

第5条 選挙管理委員会は、総会で役員及び会計監査委員選出後解散する。

第6条 この細則は総会において出席会員（委任状は含まない）の過半数の賛成を得なければ改正をすることができない。

附 則

- ・この規約は平成30年5月10日より施行する。
- ・この規約は平成22年4月1日より施行する。
- ・この細則は昭和48年5月8日から施行する。
- ・この細則は令和5年6月16日から施行する。
- ・この細則は令和7年4月1日から施行する。